

射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領新旧対照表

現行	改正案	備考																
<p>第1条～第3条第1項 省略</p> <p>2 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。</p> <table border="1" data-bbox="201 718 1068 949"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>100分の95</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>100分の55</td> </tr> </table>	直接工事費	100分の95	共通仮設費	100分の90	現場管理費	100分の90	一般管理費	100分の55	<p>第1条～第3条第1項 省略</p> <p>2 調査基準価格は、個別の適用工事の入札ごとに、予定価格算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 718 1964 949"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>100分の97</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>100分の55</td> </tr> </table>	直接工事費	100分の97	共通仮設費	100分の90	現場管理費	100分の90	一般管理費	100分の55	
直接工事費	100分の95																	
共通仮設費	100分の90																	
現場管理費	100分の90																	
一般管理費	100分の55																	
直接工事費	100分の97																	
共通仮設費	100分の90																	
現場管理費	100分の90																	
一般管理費	100分の55																	
<p>第4条以下 省略</p>	<p>第4条以下 省略</p> <p>附 則 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>																	